

魚津市告示第46号

魚津市身体障がい者相談員設置要綱の一部改正について  
魚津市身体障がい者相談員設置要綱（平成24年魚津市告示第13号）の一部  
を次のように改正する。

令和3年3月22日

魚津市長 村椿 晃

第7条を次のように改める。

（相談員の承諾）

第7条 市長は、相談員業務を委託しようとする者からあらかじめ承諾書（  
様式第2号）を得るものとする。

第8条の見出しを「（相談員の決定等）」に改め、同条第1項を次のよう  
に改める。

市長は、相談員を決定したときは、身体障がい者相談員業務委託書（様  
式第3号）及び身体障がい者相談員証（様式第4号。以下「相談員証」と  
いう。）を交付する。

第9条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第10条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

身体障がい者相談員選考調書

フリガナ			年 月 日生
氏名			歳
住所	〒 -	電話番号	
相談員歴	1 新任 2 再任 前回（ 年 月 日～ 年 月 日）		
障がい者団体等の役職	団体名	役職	在職期間
推薦理由			
		作成者 職・氏名	

様式第 5 号を様式第 6 号とし、様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号を様式第 4 号とする。

様式第 2 号中「様式第 2 号（第 7 条関係）」を「様式第 3 号（第 8 条関係）」に改め、同様式を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号（第7条関係）

身体障がい者相談員承諾書

私は、魚津市身体障がい者相談員として、魚津市身体障がい者相談員設置要綱に基づく業務を行うことについて承諾します。

受託期間

年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

住所

氏名

魚津市長あて

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。